別　紙

導入促進基本計画

１　先端設備等の導入の促進の目標

（１）地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

龍郷町は、国指定の重要無形民俗文化財「秋名アラセツ行事」を擁し奄美大島の玄関口奄美空港と奄美市の間に位置している。人口は令和３年の 6,040 人、令和７年には 6,014 人となっており、５年間で約 0.4%減少している。また、令和３年の 65 歳以上の人数は 1,994 人、割合は 33.01%、令和７年で 65 歳以上の人数は 2,043 人、割合は 33.97%と５年間で約 0.9%上昇している。今後、人口は減少しなくとも高齢化が進展すると見込んでいる。

古くは伝統産業である本場奄美大島紬の製造を中心に発展してきたが、和装需要の低迷などにより近年は生産反数も昭和 60 年から減少傾向が続いている。国道 58 号線の開通により、国道沿線に製造業を中心とした企業が進出し町の産業を支えている。そして令和元(平成31)年時点で、町内総生産額の産業別割合は、第１次産業が 1.16%、第２次産業が 26.55%、第３次産業が 72.29%となっている。従事者割合は、医療福祉従事者 24.0%、卸売・小売業 12.6%、建設業 11.2%、宿泊・飲食業が 7.7%等の順となっている。現在、域内の中小企業数は増加傾向にあるが、今後後継者不足等の課題にも直面していくと見込んでいる。よって現状を放置すると町内の産業基盤が失われかねない状況である。

このような中、龍郷町過疎地域産業振興促進条例等で固定資産税の特例を講じてきたが、町内中小企業の生産性の抜本的な向上により、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていこうとする取り組みを支援していくことは、喫緊の課題である。

（２）目標

導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、経済発展していくことを目指す。

これを実現するために、計画期間中に５件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

（３）労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率３%以上向上することを目標とする。

２　先端設備等の種類

龍郷町の産業は、建設業、製造業、サービス業と多岐にわたり多様な業種が龍郷町の経済、雇用を支えている為、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。従って、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第７条第１項に定める先端設備等全てとする。

３　先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

（１）対象地域

龍郷町の産業は、町の中心を通る国道 58 号線周辺、臨海エリア、山間部と広域に立地している。これらの地域で広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は龍郷町全域とする。

（２）対象業種・事業

龍郷町の産業は、建設業、製造業、サービス業と多岐にわたり多様な業種が経済雇用を支えている為、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。しかし、太陽光発電・その他再生可能エネルギー関連（売電目的）は雇用の創出・産業集積に繋がらないため、同関連業種を除いた全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取り組みは、新商品の開発、自動化の推進、ＩＴ導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等多様である。従って本計画においては、労働生産性が、年平均３％以上となることが見込まれる事業であれば幅広い事業を対象とする。

４　計画期間

（１）導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から２年間（令和７年４月１日～令和９年３月３１日）とする。

（２）先端設備等導入計画の計画期間

３年間、４年間、５年間とする。

５　先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

１．人員削減を目的とした取り組みを先端設備等導入計画認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

２．公序良俗に反する取り組みや、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

（備考）

用紙の大きさは日本産業規格Ａ４とする。